

■ 子ども・子育て支援金の徴収開始について

(令和7年6月時点)

【支援制度新設の経緯】

➢ 令和6年6月、政府の「こども未来戦略」実行のため法改正を実施。少子化対策として児童手当など経済的支援の強化と 費用負担の見える化 のため、「子ども・子育て支援金制度」を新設。

【制度の概要】

- 対象者：健康保険被保険者
- 開始時期：令和8年4月分保険料（5月納付分）より徴収
- 保険料率：段階的に0.4%程度まで想定
- 支援金使途：児童手当・育児休業給付拡充、育児時短給付

【一人当たり負担額イメージ】

- ・月額給与が20万の場合
 $20万 \times 0.4\% = 800円$
〔事業主負担 400円
被保険者負担 400円〕

【支援金徴収までのスケジュール】

	令和7年夏頃	令和7年12月	令和8年1月	令和8年4月
厚生労働省 子ども家庭庁	実務的ルール 確定	・予算編成通知 ・保険料率確定	子ども・子育て 支援納付金提示	
健康保険組合		 予算編成	 保険料徴収開始	

【健康保険法上の制度整理】

